



日本で一番楽しい税金の授業

らく税

「らく税検定」講座第6回

税金と社会保険の関係
～130万・106万・103万の壁ってなに？～



節税の基本と控除のしくみ

～知らないと損する引けるお金～

前回の
おさらい

- 控除とは何か？がはっきりわかる
- 節税＝ズルではなく「ルールに沿った正当な引き算」
- 自分が使える控除を発見する



今日のゴール

- 税金と社会保険の違いを理解する
- よく聞く「〇〇万の壁」が何を意味しているかを知る
- 将来のために“損しない選択”を考えられるようになる



税金と社会保険の違い

【税金】

集めたお金の使い道が自由で、一般会計として扱われます。

【社会保険料】

集めたお金の使い道が初めから決まっており、特別会計として扱われます。これは、医療保険や年金など、特定の目的のために使用されます。



人によって異なる色んな壁

配偶者

壁の種類	改正後	改正前
社会保険に入る (※)	106万円	106万円
住民税がかかる	110万円	100万円
社会保険の扶養 から外れる	130万円	130万円
所得税がかかる	160万円	103万円
税負担が少し増える 配偶者特別控除	160万円	150万円

※従業員数51人以上の企業で働く場合

扶養家族

壁の種類	改正後	改正前
社会保険に入る (※)	106万円	106万円
住民税がかかる	110万円	100万円
税金の扶養から 外れる	123万円	103万円
健康保険の扶養 から外れる	130万円	130万円
所得税がかかる	160万円	103万円

※16歳以上で大学生以外の子供や、親などで、扶養に入っている人が対象

※学生でない場合は、106万円の壁も対象になる。

大学生

壁の種類	改正後	改正前
住民税の均等割 がかかる	110万円	100万円
住民税の所得割 がかかる	134万円	124万円
健康保険の扶養 から外れる	150万円	130万円
税金の扶養から 少し外れる	150万円	103万円
所得税がかかる	160万円	103万円

※19歳～22歳以下の大学生が対象

選択肢を広げる

給与

会社の社会保険に強制加入

給与＋副業

会社の社会保険に強制加入＋節税

自営業

加入する健保組合など検討＋節税

経営者

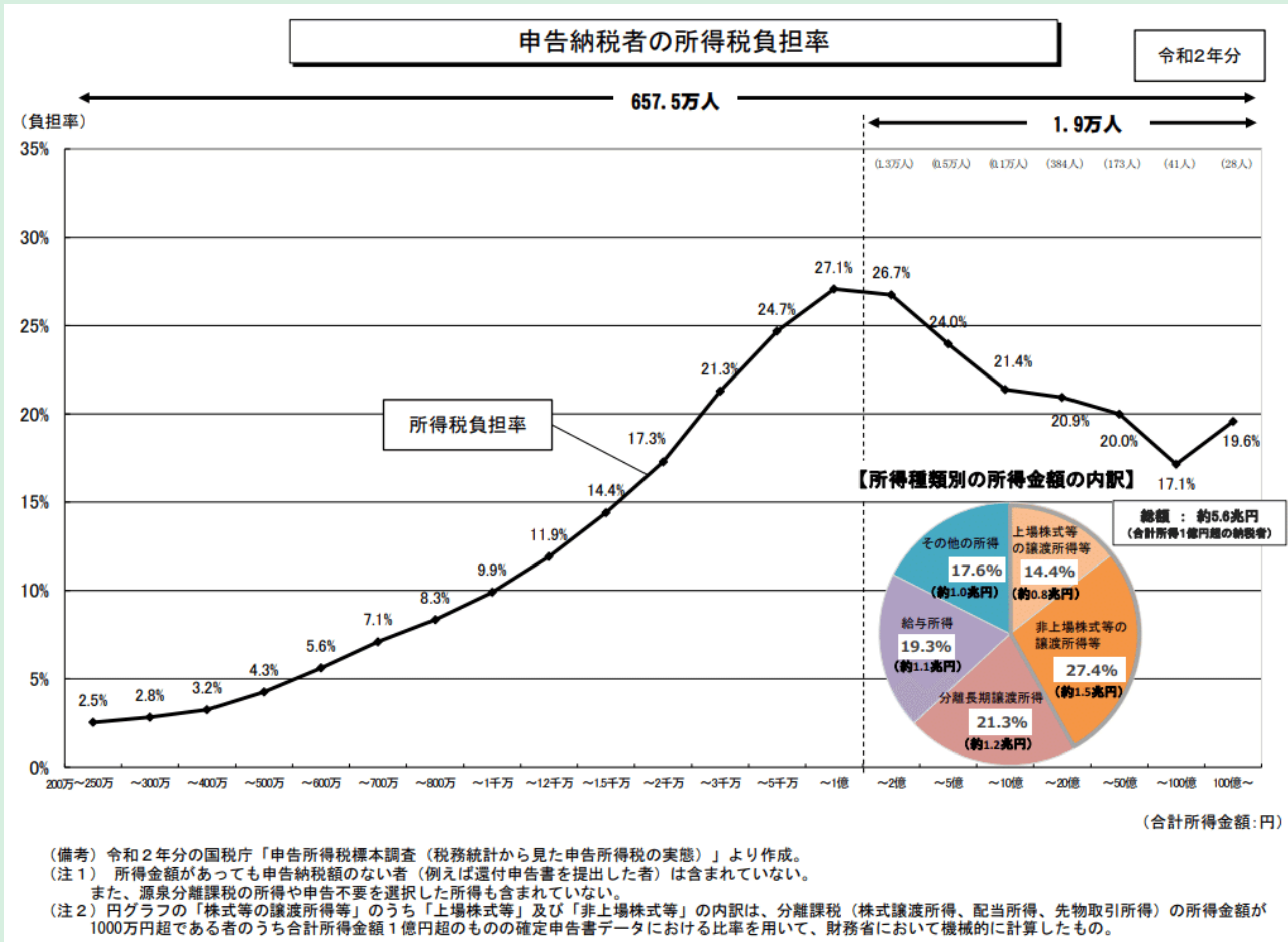
加入する健保組合など検討＋給料の調整＋節税

投資家

税率が20%を選ぶ



税の公平性など



＋α：健保組合・マイクロ法人の選択肢

【業界の健保組合】

健保協会以外にも「業界の健康保険組合」加入で保険料が安くなるケースあり
例：税理士国保、文芸美術国保、建設国保などは収入に関係なく定額
所得が高くなる人には選択肢のひとつ

【マイクロ法人スキーム】

マイクロ法人スキームとは？

フリーランスが法人を設立し、自身を役員にすることで社会保険に加入
役員報酬を最小にしつつ、法人経由で経費計上や厚生年金加入を実現

ワーク：自分の今の立ち位置をチェックしよう！

【業界の健保組合】

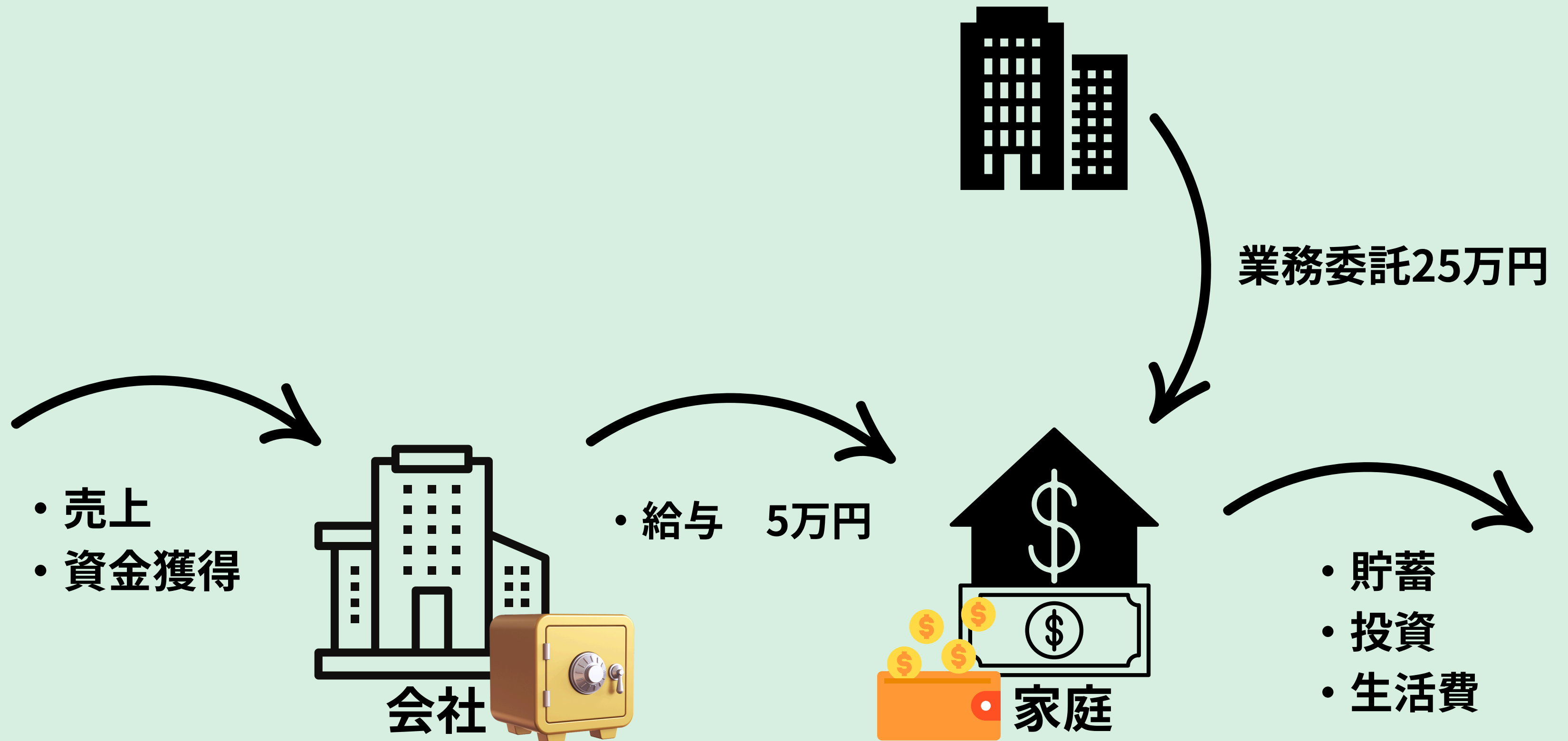
健保協会以外にも「業界の健康保険組合」加入で保険料が安くなるケースあり
例：税理士国保、文芸美術国保、建設国保などは収入に関係なく定額
所得が高くなる人には選択肢のひとつ

【マイクロ法人スキーム】

マイクロ法人スキームとは？

フリーランスが法人を設立し、自身を役員にすることで社会保険に加入
役員報酬を最小にしつつ、法人経由で経費計上や厚生年金加入を実現

生活費と法人運営資金繰りを考える必要がある



健保、厚生年金保険料額表

令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

- 健康保険料率: 令和7年3月分～ 適用
- 介護保険料率: 令和7年3月分～ 適用

- 厚生年金保険料率: 平成29年9月分～ 適用
- 子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～ 適用

(東京支部)

(単位: 円)

標準報酬		報酬月額	全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入者を除く)		
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員		
等級	月額		9.91%		11.50%		18.300%※		
			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	
		円以上 円未満							
1	58,000	～ 63,000	5,747.8	2,873.9	6,670.0	3,335.0	16,104.00	8,052.00	
2	68,000	63,000 ～ 73,000	6,738.8	3,369.4	7,820.0	3,910.0			
3	78,000	73,000 ～ 83,000	7,729.8	3,864.9	8,970.0	4,485.0			
4(1)	88,000	83,000 ～ 93,000	8,720.8	4,360.4	10,120.0	5,060.0			
5(2)	98,000	93,000 ～ 101,000	9,711.8	4,855.9	11,270.0	5,635.0	17,934.00	8,967.00	
6(3)	104,000	101,000 ～ 107,000	10,306.4	5,153.2	11,960.0	5,980.0	19,032.00	9,516.00	
7(4)	110,000	107,000 ～ 114,000	10,901.0	5,450.5	12,650.0	6,325.0	20,130.00	10,065.00	
8(5)	118,000	114,000 ～ 122,000	11,693.8	5,846.9	13,570.0	6,785.0	21,594.00	10,797.00	
9(6)	126,000	122,000 ～ 130,000	12,486.6	6,243.3	14,490.0	7,245.0	23,058.00	11,529.00	
10(7)	134,000	130,000 ～ 138,000	13,279.4	6,639.7	15,410.0	7,705.0	24,522.00	12,261.00	
11(8)	142,000	138,000 ～ 146,000	14,072.2	7,036.1	16,330.0	8,165.0	25,986.00	12,993.00	

まとめと次回予告

- ✓ 「壁」は制度がつくった“線”にすぎない
- ✓ 大切なのは「どこで止めるか」より「どう生きるか」
- ✓ 税と社保の関係性を知って、自分の働き方を選ぶ力を！
- 📖 次回テーマ：「インボイス制度と請求書実務」

